

北角嘉幸理事に対する問責決議

北角嘉幸議員は、議会運営委員会理事という責任ある立場にありながら、円滑な議会運営を著しく損なう発言を繰り返し、名古屋市会全体を混乱に陥れた。

その発端は、本年6月、経済水道委員会での名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の調査において、人権を軽視するかのような発言を行い、経済水道委員長の辞職、常任委員の所属変更の原因をつくっただけでなく、異動先の総務環境委員会でも北角理事の責任の所在をめぐり委員会を混乱させ、それぞれの委員会が43年ぶりの流会となる事態を繰り返し生じさせた。また、6月定例会閉会の際、北角理事は議会運営委員会理事会で、今後、幹事長として、二度とこのようなことは起こさないようにすることを約束している。

ところが、9月には、北角理事は、理事会で、議員報酬条例案を提出する意向を示し、また減税日本ナゴヤから議会運営上の申し合わせ事項に従い、招集日の5日前までに文案を整えて提出があつたにもかかわらず、議案の発議要請を確認する議会運営委員会の当日の朝になって、急遽、発議要請を取りやめた。この議会ルールを軽んずる行動により、膨大な議会の事務が発生し、所管の総務環境委員会が再び流会となるなど、またしても、議会全体を大混乱させた。

10月には、減税日本ナゴヤ所属議員の離団を受け、理事会において、当該議員の新たな控室は減税日本ナゴヤの範囲内で対応することを決定し、北角理事も会派間で交渉を行うことを了解していたが、20日以上たった時点においても調整が図られず、離団した議員の控室が決まらない異例な状況が継続することとなった。そうした状況の中、離団した議員から議会運営委員長宛てに控室について厳正なる対応を願う旨の極めて異例な文書が提出されたことから、理事会において北角理事に対して状況を確認し、適切な対応を要請したものの、北角理事は協議を通じて円滑な議会運営を目指すべき議会運営委員会理事の職にありながら、その職務を怠り、自らの主張を繰り返すばかりで、協議が整わないのは、会派控室の割り振りが不平等であることがその一因であるかのような主張を展開している。

そもそも会派控室の割り振りについては、これまでの控室に係る協議の歴史や部屋の改修工事等に要する経費が公費で賄われていることを踏まえ、なるべく費用をかけないようにするとの方針に沿って減税日本ナゴヤを含む各会派で協議し、決定したものであることに加え、今般、理事会において離団した議員の控室は減税日本ナゴヤの範囲内で対応することを確認していたにもかかわらず、離団から一月以上たった現在においても調整がつかず、議員の控室が決まらないという異例な状況が続いていることが、あたかも議会運営委員長にその責任の一端があるかのような発言を行うことは断じて容認できない。

このような事態を受け、12月5日の議会運営委員会において北角嘉幸理事に対する理事不信任動議が可決されたものの、同議員は議会運営委員会理事の職にとどまる意向を示している。このような自身の責任を他に転嫁し、逃れようとする反省も改善も見られない同議員の発言や態度に鑑みると、同議員は議会運営委員会理事として不適格であると断ぜざるを得ず、このまま同議員が議会運営に係る協議に参加し続ければ、今後もいたずらな議会混乱が繰り返されるのは必至であり、名古屋市会の混乱が続くのは必至と考えられる。

よって、名古屋市会は、北角嘉幸理事に対し、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和5年12月7日